

## 第7章 景観重要公共施設に関する基本的な事項

景観重要公共施設は、公共施設の整備を行う際に、施設管理者等に対して、景観計画に即した整備を促すものです。

### 1. 景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方

道路、河川、都市公園等の公共施設は、本市の良好な景観形成を図る上で重要な要素となっています。良好な景観形成を図るための骨格として景観公共施設の指定を行います。施設の指定の方針においては、指定の要件、景観重要公共施設の整備に関する事項及び要件に該当する施設を定めます。

### 2. 景観重要公共施設の指定方針

指定は、施設管理者等との協議を進め、整備に関する方針や許可の基準について同意のもとで行います。

#### 【指定の方針】

- 関市の景観を特徴づける拠点となり、市民に親しまれている公共施設
- 良好な景観形成を図るための骨格である重点軸とした道路、河川、及び市民や来訪者に親しみのある公園
- 地域のシンボル形成に重要な役割を果たすために必要となる公共施設

### 3. 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要河川、景観重要道路及び景観重要公園に指定された公共施設については、それぞれの整備方針をもとに整備を行います。

#### ○ 景観重要河川

#### 【景観重要河川の整備方針】

- 遠景となる山なみや田園、小瀬鵜飼等の愛着ある景観資源に配慮した施設整備を図る。
- 市民や来訪者に親しまれる河川空間の維持管理を図る。
- 四季の移ろいのある景観に配慮した植栽や、周辺景観と調和する舗装等による河川敷等の整備を図る。

○ 景観重要道路

【景観重要道路の整備方針】

- アジサイやこぶし等花のある潤いある沿道景観の形成のため、街路樹や植栽を整備し、その適正な維持管理を図る。
- まちの顔づくりとして、道路から眺めを楽しめる道路空間の形成及び維持管理を図る。
- 刃物のまちの地域特性を活かす等、歩行者の安全性と快適性を重視したデザイン、構造や仕上げとする。

○ 景観重要公園

【景観重要公園の整備方針】

- 桜やアジサイ等四季を通じて人々が親しみ、活用されるように維持管理を図る。
- 施設の色彩や素材は、周辺景観と調和する統一感のあるものとする。

